

バリアフリー法と茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の基準の重複状況

ひとまち条例 = 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

施設	審査する規模		条例で全ての基準について審査が必要な規模(2)
	ひとまち条例 特定公共的施設	バリアフリー新法 特別特定建築物 (1)	
病院又は診療所	300㎡以上	2,000㎡以上	300㎡以上2,000㎡未満
劇場, 観覧場, 映画館又は演芸場	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
集会場, 公会堂その他これらに類する施設	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
展示場	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
ホテル又は旅館	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
社会福祉施設	300㎡以上	2,000㎡以上	300㎡以上2,000㎡未満
体育館等及び遊技場	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上の体育館(一般公共の用に供されるものを除く)及び水泳場(一般公共の用に供されるものを除く)並びにスポーツの練習場
博物館, 美術館及び図書館	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
公衆浴場	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
飲食店	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
サービス業を営む店舗	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
公共交通機関の施設	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
一般公共の用に供される自動車車庫	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
公衆便所	11便房以上	50㎡以上	11便房以上かつ50㎡未満
官公庁施設	300㎡以上	2,000㎡以上	300㎡以上2,000㎡未満
学校等	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上の学校等(盲学校, 聾学校又は養護学校を除く)
事務所の用に供するもの	3,000㎡以上	-	3,000㎡以上
工場の用に供するもの(見学のための施設を有するものに限る。)	5,000㎡以上	-	5,000㎡以上
共同住宅等	101戸以上	-	101戸以上

1 条例に基づく届出が必要だが, バリアフリー法の基準と重複する部分は審査除外

2 バリアフリー法の認定特定建築物も条例に基づく届出が必要だが, 条例との基準の重複部分は審査除外